

議会運営委員会

日 時 令和 6 年 3 月 2 6 日（火）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 人事議案等について

- 第 8 6 号議案 副市長の選任について
- 第 8 7 号議案 教育委員会委員の任命について
- 第 8 8 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 9 号議案 固定資産評価員の選任について
- 人権擁護委員候補者の推薦について

2 議員提案議案について【別紙No. 1】

- (1) 議第 1 号議案 亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
 - 発議者 議会運営委員長
 - 提案理由説明
 - 質疑、付託、討論 省略
- (2) 亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定について

3 選挙管理委員会委員及び補充員について

- 候補者名簿【別紙No. 2】
- 選挙の方法：議長の指名推選（簡易表決）

4 議会運営委員会の行政視察について

- 視察日程 令和 6 年 4 月 2 2 日（月）～ 2 3 日（火）
- 調査事項 議会改革の取組について（情報共有関係等）
- 視察先 東京都町田市議会、神奈川県茅ヶ崎市議会

【裏面に続く】

5 常任委員会の行政視察について

○環境市民厚生常任委員会 令和6年5月15日（水）～17日（金）

神奈川県小田原市、神奈川県座間市、静岡県富士市

○総務文教常任委員会 及び 産業建設常任委員会 5月20日の週で調整中

6 議員の派遣について

(1) 議会運営委員会行政視察 議長の派遣

(2) 環境市民厚生常任委員会行政視察 議長の派遣

7 3月議会最終日（3月27日）の議事等について

(1) 会議予定（午前10時から）

①予算特別委員会（委員長報告確認等）

②3 常任委員会（委員長報告確認等）

<議運事前調整>

③議会運営委員会

<会派会議>

④ 本会議（午後予定） ※議事日程のとおり

⑤議長記者会見、広報部会・広聴部会

(2) 議事日程

諸報告

第1 第1号議案から第63号議案及び第74号議案から第76号議案
（委員長報告～表決）

第2 第86号議案から第89号議案（提案理由説明、質疑、表決）

第3 議第1号議案（提案理由説明、表決）

第4 人権擁護委員候補者の推薦について

第5 亀岡市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

第6 議員の派遣について（表決）

(3) 討論通告期限 本日26日（火）16:00

8 令和6年亀岡市議会定例会6月議会について【別紙No.3】

9 その他

(1) 次回の議会運営委員会等

3月27日(水) 3常任委員会終了後 議運事前調整(正副議長・正副委員長)

上記終了後 議会運営委員会

(2) 各委員会等の日程(4月)

4月 5日(金) 13:30～ 広報部会

15日(月) 13:30～ 広報部会

18日(木) 10:00～ 政策研究会

19日(金) 10:00～ 議会運営委員会

13:30～ 総務文教常任委員会

22日(月)～23日(火) 議会運営委員会行政視察

(東京都町田市、神奈川県茅ヶ崎市)

24日(水) 10:00～ 環境市民厚生常任委員会

25日(木) 10:00～ 産業建設常任委員会

議第 1 号議案

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、亀岡市議会議員（以下「議員」という。）が亀岡市に対し請負（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における亀岡市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年亀岡市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（別記第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（別記第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 閲覧に係る報告及び訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（別記第3号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、

当該請求をした者の負担とする。

（期限等の特例）

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、亀岡市の
休日を定める条例（平成3年亀岡市条例第17号）第1条第1項に規
定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その
日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下
この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、
その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年
度における請負から適用する。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市議会議長

亀岡市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、 物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入すること。

第 2 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市議会議長

亀岡市議会議員

訂正届

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正を届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市議会議長

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話 _____（ ）_____

複写申込書

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

亀岡市選挙管理委員会委員及び補充員 候補者

委員				補充員		
第1ブロック	小島	香代子	氏	森	一夫	氏
第2ブロック	中井	康雄	氏	山田	実	氏
第3ブロック	美馬	義晴	氏	山内	安	氏
第4ブロック	河原林	茂美	氏	畑	昌利	氏

令和6年亀岡市議会定例会 6月議会日程（案）

（議会期間 22日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
5／	31	金	市長・議長議案調整、議運事前調整	
6／	1	土		
	2	日		
	3	月	（招集告示／当初議案送付） 議会運営委員会、広報部会・広聴部会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	4	火		
	5	水		
	6	木		
	7	金	<17:00：一般質問通告書データ提出>	
	8	土		
	9	日		
	10	月	【定例会開会】 <12:00：一般質問通告期限／17:00：請願書等提出期限>	
	11	火		
	12	水	<17:00：一般質問説明資料データ提出>	
	13	木		
	14	金		
	15	土		
	16	日		
	17	月	市長・議長議案調整（追加議案）、議運事前調整	
	18	火	【一般質問】（追加議案送付） 議会運営委員会 <本会議終了時：質疑通告期限>	幹事会、会派会議
	19	水	【一般質問】	
	20	木	【一般質問】	
	21	金	【一般質問等】（追加議案提案）	
	22	土		
	23	日		
	24	月	総務文教常任委員会	
	25	火	環境市民厚生常任委員会	
	26	水	産業建設常任委員会	
	27	木	（委員会予備日） <10:00：意見書等提出期限>	
	28	金	市長・議長議案調整（人事議案）、議運事前調整、 議会運営委員会 <16:00：討論通告期限>	幹事会、会派会議
	29	土		
	30	日		
7／	1	月	各常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 【定例会休会】 議長記者会見、広報部会・広聴部会	会派会議

議員の派遣について

議員を次のとおり派遣する。

1 議会運営委員会視察

- (1) 目 的 調査
- (2) 派遣場所 東京都町田市、神奈川県茅ヶ崎市
- (3) 期 間 令和6年4月22日～23日
- (4) 参加議員 菱田光紀議長

2 環境市民厚生常任委員会視察

- (1) 目 的 調査
- (2) 派遣場所 神奈川県小田原市、神奈川県座間市、
静岡県富士市
- (3) 期 間 令和6年5月15日～17日
- (4) 参加議員 菱田光紀議長